令和6年 第5回 東神楽町農業委員会総会議事録

- 1. 日時 令和6年6月28日(金) 15時 から 16時20分
- 2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎 3 階委員会室 A
- 3. 出席委員 12名

会長 12番 島田 謹介 会長職務代理 1番 伴野 善清 2番 安藤 有一 3番 蒔田 義仁 野々瀬 浩司 4番 5番 栗本 豊美 伴野 竜太 6番 7番 北山 秀雄 8番 前田 哲也 9番 伊藤 伸也 10番 西村 俊彦 11番 藤田 尚広

4. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について
- 第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 の決定について
- 第6 議案第4号 あっせん委員の指名について
- 第7 議案第5号 農地の現況証明願いについて (農委処分)
- 第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 熊谷
 俊輔

 主任
 武田
 翔太

開会

事務局長

それでは皆さんこんにちは。先週の道内研修、大変お疲れさまでした。事務局の調整不足のため2,3ヶ所まわれないところもあったようで申し訳ありません。それでは、早速はじめて参ります。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年東神楽町農業委員会第5回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗誦します。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗誦願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。

あいさつ

会長

はい。皆さんこんにちは。今日は7月の総会ということで、それぞれが非常に忙しい中、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。先ほど局長の方からお話しありましたが、3日間の研修、皆さんで行けてとても良かったと思います。毎回、会長として何かを話さなければいけないと思って色々と見るのですが、農林水産省のホームページを見ると食料関係の法律が変わって、農業者への締めつけが強くなっていると感じています。また、別の法案も出されているようで認定農業者の仕組みも変わるようです。政府が農業者へ行っていく交付金のポイントにもなっていくようで、段々と農業者にとって厳しくなっていくのかなと思っております。話しが長くなるのでやめます。今回総会、それほど案件は多くありませんが皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

会議録署名委員の指名について

会長

それでは議事の方に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は6番伴野竜太委員、7番北山委員です。以上よろしくお願いいたします。

【報告】農業委員会の概況報告について

会長

続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。

武田主任

はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。5月28日から30日に東京都にて全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修へ島田会長に出席いただいております。5月31日に土地開発公社理事会に島田会長に出席いただいております。6月5日に現況証明願に係る現地確認に島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員に出席いただいております。6月7日に加工所運営委員会に島田会長に出席いただいております。6月17日から19日に滝川市ほかにて東神楽町農業委員会道内視察研修に委員全員に出席いただいております。以上です。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	はい。ありがとうございました。続きまして日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定に
	ついて、事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回1件ござい
	ます。番号6番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積33,004㎡。貸
	主は○○さん。借主は○○。解約成立日は、令和6年6月1日。土地の引渡日、令和6年6月27
	日となっております。こちら合意解約となっておりまして、解約の事由といたしましては、貸借契
	約の整理のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成29年2月28日
	及び平成30年3月30日から令和8年12月18日までの強化法の解約となっております。こ
	ちら後に出てきますが、昨年の○○国営基盤整備に係る、賃貸契約の整理のためのものです。以上
	です。
会長	はい。ありがとうございました。こちらにつきまして、皆さまから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明
	お願いいたします。
武田主任	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今月1件あがっ
	てきております。番号2番です。所有権移転、売買となりまして、売主が○○さん。買主が○○さ
	ん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が797.05㎡。経営状況につ
	きましては、旭川市において53,445㎡を耕作しておりまして、労力総数が2名となっており
	ます。対価は100、000円で、取得者の国籍については日本となっております。この度、宅地
	付属の小規模の畑を隣の宅地を購入される方へ売買するといった案件となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局の説明があったとおりでございます。補足させていただきますと、当該農地は元
	○○さんの宅地脇の畑でありまして、ご本人は数年前に亡くなっており、現在は旭川市にお住いの
	○○さんが相続されております。○○さんも会社員で、管理が大変とのことでありましたが、面積
	が小規模で近隣で受け手もいなかったため、やむなく旭川市の方へ売買となりました。○○さんに
	おかれましては、旭川市○○に乗馬体験などができる観光牧場を経営されている方で、2町ほど牧
	草を作られ、山林も管理されています。本人とも直接お会いしております。特段問題ないかと思い
	ますがよろしくお願いします。
会長	はい。ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、皆さんの方から質問等ありませ
	んか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして、日程第5議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
	利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
武田主任	はい。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規案件が8件となっています。23番。所有権
	移転を受ける者○○さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況
	地目「田」ほか8筆。総面積が44,956㎡。売買となっておりまして、所有権移転日、本日。対
	価の支払い期限は令和7年1月28日までとなっております。売買価格につきましては、10,5
	40,000円。反当価格は250,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に係
	る公社売渡の案件となっております。前所有者○○さん、○○さんの土地の賃貸10年が終了した
	ことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、平成27年
	の1月に○○さんと○○さんから公社への売買が成立しておりまして、田で250,000円です。
	平成27年3月より公社と○○さんの間で10年間の賃貸借を結んでおりましたが、今回賃貸が終
	了し○○さんへ売渡しとなる案件であります。○○さんは、新規就農をしてから10年ほど経ち精
	力的に頑張っておられ問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、こちらの案件につきまして皆さんの方から質問等ござ
	いませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして24番。
武田主任	2 4 番。所有権移転を受ける者、○○。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在○○。地番○
	\bigcirc - \bigcirc 。現況地目「田」ほか 3.5 筆。総面積が $1.8.1$, $8.2.6$ ㎡。こちら売買となっております。
	所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月19日までとなっております。売買価格
	につきましては31,290,000円。反当価格は田200,000円、畑100,000円とな
	っております。こちらも農地保有合理化事業の公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さ
	ん、○○さんの土地の賃貸5年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上で
	す。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、令和元年の
	12月に○○さん、○○さんから公社へ売買が成立しておりまして、田が200,000円、畑1
	00,000円です。令和2年2月から公社と○○さんで5年間の賃貸契約を結んだもので、今回
	賃貸が終了し○○さんへ売渡しとなる案件であります。○○さんは、後継者も2名おりまして問題
	ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございました。こちらの案件につきまして皆さんの方から質問等ございません
	ە ئىل
伴野代理	補足なのですが、先ほど23番の案件、○○さんは10年。こちらは5年ということになってお
	りますが、新規就農の場合は10年というものが認められていて、今回のような形となっています。
	この当時を知っているのが、もう会長と私だけになったもので、念のため説明させていただきまし
	た。5年、10年の違いでありました。以上です。

会長	それと昔は、10年と5年、選べたかと思います。皆さんも知っているかと思うんだけど、あれ
	の境っていつだったかな。今は5年が基本ですけど、5年が基本になったのいつでしたっけ。
武田主任	その境は分かりませんが、だいたい10年ほど前なのかと思います。
伊藤委員	今も新規就農の10年はある?
武田主任	今も新規就農ですとか、5年では難しいといった方、農協の了承が必要なのですが、10年はあ
	りえます。
会長	皆さんの方からこの件に関しまして、他に補足、確認等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして25番。
武田主任	25番。所有権移転を受ける者、○○。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在○○。地番○
	○-○○。現況地目「畑」ほか16筆。総面積が136,590㎡。売買となっております。所有権
	移転日、本日。対価の支払い期限は令和6年10月28日までとなっております。売買価格につき
	ましては、15,380,000円。反当価格、田200,000円、畑は地番図〇〇-〇〇、〇〇
	が120,000円。それ以外の畑が100,000円となっております。こちら農地保有合理化
	事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者○○さんの土地の賃貸5年が終了したこと
	により公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、令和元年1
	0月に○○さんから公社への売買が成立しておりまして、田200,000円。畑が120,00
	0円、傾斜地で100、000円です。令和元年12月から公社と○○さんで5年間の賃貸契約を
	結んだもので、今回賃貸が終了し○○さんへ売渡しとなる案件であります。法人化もされており問
	題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願いします。
会長	はい。ありがとうございます。担当委員からの説明終わりましたが、こちらの案件につきまして
	皆さんの方から質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係でありますが、26番から32番まで国
	営事業に絡む貸替え案件であります。事務局からの一括説明後、担当者からの説明とさせていただ
	きます。それでは事務局お願いいたします。
武田主任	利用権設定新規案件で昨年度○○の基盤整備の案件です。26番。利用権設定を受ける者、○○
	さん。利用権設定をする者、○○さん。所在○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○。現況地
	目「田」ほか2筆。総面積21,649㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の
	始期は、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は57,700円。反当
	価格は11,000円となっております。27番。利用権設定を受ける者、○○さん。利用権設定
	をする者、○○さん。所在○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○。現況地目「田」。面積が 1
	7, 255㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月28日から
	令和15年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は34,500円で、反当価格
	は11,000円となっております。28番。利用権設定を受ける者、○○。利用権設定をする者、 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	○○さん。所在○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が
	19,063㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から

	円となっております。29番。利用権設定を受ける者、○○。利用権設定をする者、○○さん。所在
	○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,649㎡。
	貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和15年11月
	30日までの10年間。賃賃貸料は、39,000円で、反当価格は11,000円となっており
	ます。30番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇
	-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が31,669㎡。貸借権の設定、賃貸借となっておりま
	す。利用権設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は18
	0,200円で、反当価格は継続案件の平場の圃場が14,000円、基盤整備のところが11,
	000円となっております。31番。利用権設定を受ける者、○○。利用権設定をする者、○○さ
	ん。所在○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,
	649㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和1
	5年11月30日までの10年間。賃貸料は、39,100円で、反当価格は11,000円とな
	っております。最後、32番。利用権設定を受ける者、○○。利用権設定をする者、○○さん。所在
	○○。地番○○-○○。仮地番○○-○○-○○。現況地目「田」。面積が17,255㎡。貸借権の設
	定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日ま
	での10年間。賃貸料は30、100円で、反当価格は11、000円となっております。こちら
	それぞれ工区でいうと○○農区南側となります。元々は、南北で3人の方がそれぞれ耕作されてい
	たのが、基盤整備によって東西で3枚の圃場ができて、このような賃貸となりました。
会長	ありがとうございました。担当、伴野代理。
伴野代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。今回、まとめて説明させていただきます
	が、昨年度工事が終了し、今年度から一時利用指定となる訳ですが、今まで縦に使っていた圃場を
	地形の関係もあり横に作らざるおえなくなり今回の案件となりました。全体的に入り組んだ所が多
	く、現況を見てもらうと分かるのですがまっすぐな所がないような状態であります。昨年終了した
	75農区を参考に、関係者一同話し合って反価11,000円。期限は10年ということで決めた
	ものであります。問題なかろうかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございました。担当者からの説明ありましたが、こちらの件につきまして皆さ
	んの方から質問等ないでしょうか。
伊藤委員	一点よろしいでしょうか。国営の一時指定ということですが、私達も設計の時にこういう所が
	ありまして、この部分は誰にしようと一時指定時に決められるかと思うのですが、それを3件で割
	ることになったと大変だったと思います。賃貸10年ということですが、換地処分を見込んでなの
	でしょうか。
伴野代理	○○が終わるだろうと見込んでの期間で決めました。
武田主任	国営の基盤整備が始まった時に一時指定地の利用となるのですが、期間については換地処分が終
	わるまでを考えた時に長いところですと10年かかることも考えられる。賃貸料については、これ
	まで底地の面積で賃貸を行っていると、それらを考慮しての期間、賃料設定となっています。
会長	他に皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして33番ですが、会議規則15条の規定よりまして、○○の

令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、27,300円で、反当価格は11,000

	退席を求めます。
会長	事務局より説明お願いします。
武田主任	33番。利用権設定を受ける者、○○さん。利用権設定をする者、○○さん。所在○○。地番○○
	-○○の内○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積が8,788㎡。貸借権の設定、賃貸借となって
	おります。利用権設定の始期が、6月28日から令和6年11月30日までの1年間。賃貸料は6
	1,000円で、反当価格は7,000円となっております。賃貸期間は、○○さんと○○さんと
	の間で元から賃貸を結んでいた水田の既存契約に合わせて令和6年11月までの1年間としており
	ます。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。ただいま事務局の説明があったとおりでありますが、補足をさせていただきます。今、お
	話しがあったとおり、○○さんが元々管理されていたのですが、昨年の12月にお亡くなりになら
	れまして、息子の○○が相続されております。○○さん自体は別の仕事をされていまして、○○さ
	んの奥さんもご高齢であり管理するのが難しく、今回、家も隣で○○でもある○○さんに管理を依
	頼したいと息子さんより話しがありました。地目は水田ではありますが、地番図を見ていただくと
	ハウスが何棟か残っていますが、今年ハウスは撤去しております。しかし、これまでトマトやとう
	きびを○○さんは作られていて、以前から畔は既にない状態でありました。今後、賃貸につきまし
	ては、水田として復元するのは難しいため、そのまま畑として利用するということで、反当価格7,
	000円と両者話し合いの中、設定しています。事務局からも説明ありましたが、期間については、
	以前から借りている土地と合わせるために1年間の賃貸契約となっています。○○さんにおかれま
	しても後継ぎもできまして、普段から細かく綺麗に管理されております。特段問題ないとは思いま
	すが、慎重審議の方よろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。担当委員からの説明終わりましたが、こちらの件に関しまして皆
	さんの方から何か質問等ございませんか。
伊藤委員	地主の○○さんの地番図で、赤枠に入っていない2棟のハウス部分ですが、ここは賃貸されない
	ということでしょうか。
蒔田委員	先ほど説明したトマトのハウスがあった土地になります。地目については、事務局お願いします。
武田主任	この赤枠に入っていない部分、畑になるのですが今回は賃貸ないと聞いております。赤枠部分が
	転作田になるのですが、この部分のみの賃貸となります。
伊藤委員	ちなみに○○さん○○さん分筆されているのですか。お二人で○○-○○を持っているというこ
	とになりますか。
武田主任	内地番1・2は、田か畑の違いになります。
前田委員	確認ですが、国営受益地でありますか。
武田主任	はい。そうです。受益地です。
会長	受益地ということは聞いておりました。先ほど蒔田委員の説明でもしましたが、畑として使うと
	いうことで、5年水張り対応は厳しいと言っておりました。現在は受益地ではありますが、実際工
	事が入るとなった際に外すことはできます。うちもそうなのですが、受益地内にハウスがたくさん
	建っていて、初めに受益地から外してほしいと相談したが、国営担当からはそのままにしておいて
	欲しいとの話しがありました。換地の際の振替地にもなるし、必ず田んぼにしなければならないと
	いう訳ではないのです。水活からは外れますが、逆にそこへ畑よせできるということにもなるんで

	す。受益地にしておけば。
北山委員	ここが水活対象水田になるとするのであれば、他のところへ振替えられるんです。一度、水活か
	ら外れて畑扱いにしてしまうと、田になったとしても水活の当たらない田になってしまうんです。
	だから1度頑張って水を張って工事を迎えてもらうと換地もスムーズになるのかと思うんです。
会長	なるほどですね。参考になる意見です。水活のあたらない田が一部入った圃場になることは問題
	ないんですよね。
北山委員	問題はないんだけれど。工事後にどのようにおさえていくのかというところはありますよね。
会長	うん。再生協になるのかな。分かりました。1度、この件につきましてはその他案件とすること
	といたしまして、他にご意見等なければ決定としてよろしいでしょうか。何だかすみません。
	それでは決定とします。議案に戻ります。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第6議案第4号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは申し出のあった案件について、説明いたします。 1 番申出人住所、 $\bigcirc\bigcirc$ 、氏名、 \bigcirc
	〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか 1 筆。総面積 12 , 602 ㎡となってお
	ります。2番申出人住所、○○、氏名、○○さん。所在地○○。地番○○-○○。現況地目「田」。面
	積18,333㎡。となっております。3番申出人住所、〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇
	\bigcirc - \bigcirc 。現況地目「畑」ほか 1 筆。総面積 3 , 5 2 6 m となっております。すべて農振農用地区域
	内で申し出理由売買です。以上です。
会長	ありがとうございました。あっせん委員の指名ですが会長一任でよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名させていただきます。1番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。2番、伴野代
	理、伊藤農地部会長、安藤委員。3番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。以上よろしくお願い
	いたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定します。
各委員	いたします。 担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。 (ありませんとの声)

【議案】農地の現況証明願いについて(農委処分)

会長	続きまして、日程第7議案第5号農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は1件となっております。番号1番。
	所在○○。地番○○-○○。現況地目「農地以外」。面積が456㎡。判定地目につきましては農地、
	採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては50年以上前から宅地として利用と
	なっております。所有者は○○さん、申請人は息子さんの○○さん。こちらは6月5日に、島田会
	長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員、事務局で現地確認を実施しました。実際には宅地として
	使われており、耕作不可能であると判断しました。以上です
会長	はい。ありがとうございます。担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。場所ですが、農協の道路を挟んで向かえ側、○○さ
	んの近くになります。こちら市街化区域内ということもありますし、現地確認もさせていただき農

	地ではないと判断させていただきましたが、改めて慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま担当委員より説明ありましたが、皆さんから何か質問等ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは交付いたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第8その他についてお願いいたします。
事務局	7月総会の日程について